

奄美市事業所支援給付金 申請要領

令和2年5月29日

令和2年7月1日改訂

令和2年7月31日改訂

令和2年9月1日改訂

1. 事業所支援給付金とは

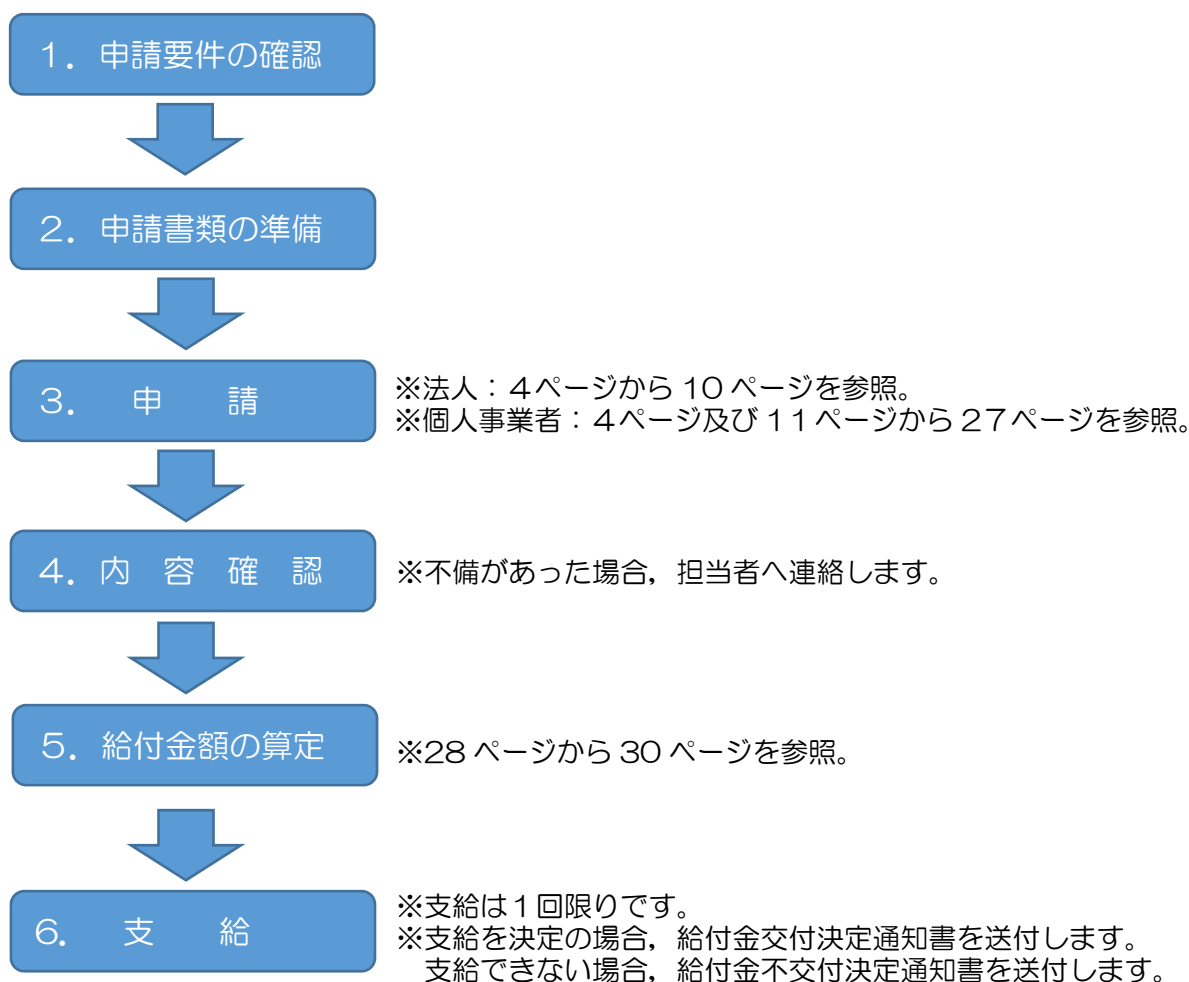
新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業所に対し、家賃補助など事業継続のために必要な費用の一部を緊急的に支援する給付金です。（使い道は自由）

国の支援の対象とならない減少幅の事業者を市が独自に支援するものです。

2. 支援金額

1事業者につき30万円（計算式あり、千円未満の端数は切り捨て）

3. 申請手順



4. 用語の確認

①新規創業者…事業者のうち、令和2年1月1日から同年3月31日までに創業した事業者。

②基準期間 …令和2年3月から（新規創業者については、令和2年4月から）、申請を行う日の属する月の前月までの期間。

※申請要件を満たしていれば、申請締切(令和3年1月31日)までの何月時点でも申請が可能です。

③減少率要件…以下のa～cの通り。

a 基準期間(※上記②)のいずれかの月の売上が前年同月に比べて20%以上50%未満減少し、かつ、基準期間のいずれの月も前年同月の売上高と比較し50%未満の減少であること。

b 令和元年中に創業した者である場合は、基準期間のいずれかの月の売上実績額が、令和元年の月平均売上高と比べて20%以上50%未満減少し、かつ、基準期間のいずれの月も令和元年の月平均売上高と比較し50%未満の減少であること。

c 新規創業者(※上記①)においては、基準期間のいずれかの月の売上実績額が、令和2年の創業月から3月までの月平均売上高と比べて20%以上50%未満減少し、かつ、基準期間のいずれの月も令和2年の創業月から3月までの月平均売上高と比較し50%未満の減少であること。

④基準月 …基準期間のうち、減少率要件(※上記③)を満たし、かつ、最も売上高が低い月。

5. 申請要件の確認

(1) 給付対象要件

以下の①～⑤全てを満たすもの。

①「奄美市内に本社又は主たる事業所を有している法人」または「個人事業主」であること。

②令和2年3月31日以前から奄美市内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

※個人事業主で事業所を有さない場合(フリーランス等)は、上記に加え、申請日時点において奄美市の住民基本台帳に記録されていること。

③減少率要件(※P2用語の確認-③)を満たす者

④申請日時点において、国の「持続化給付金」を申請していないこと。

⑤公共法人、暴力団、政治活動や宗教活動関連の事業者ではないこと。

(2) 申請期間 令和2年6月1日(月)から令和3年1月31日(日)まで
※当日消印有効

(3) 申請方法 原則、郵送での申請とする

(4) 申請書提出先

〒894-8555 奄美市名瀬幸町25-8 奄美市商工情報課 宛

※封筒には、「事業所支援給付金申請書 在中」とご記載下さい。

(5) お問い合わせ先

【法人または個人事業者】奄美市商工情報課 0997-52-1127

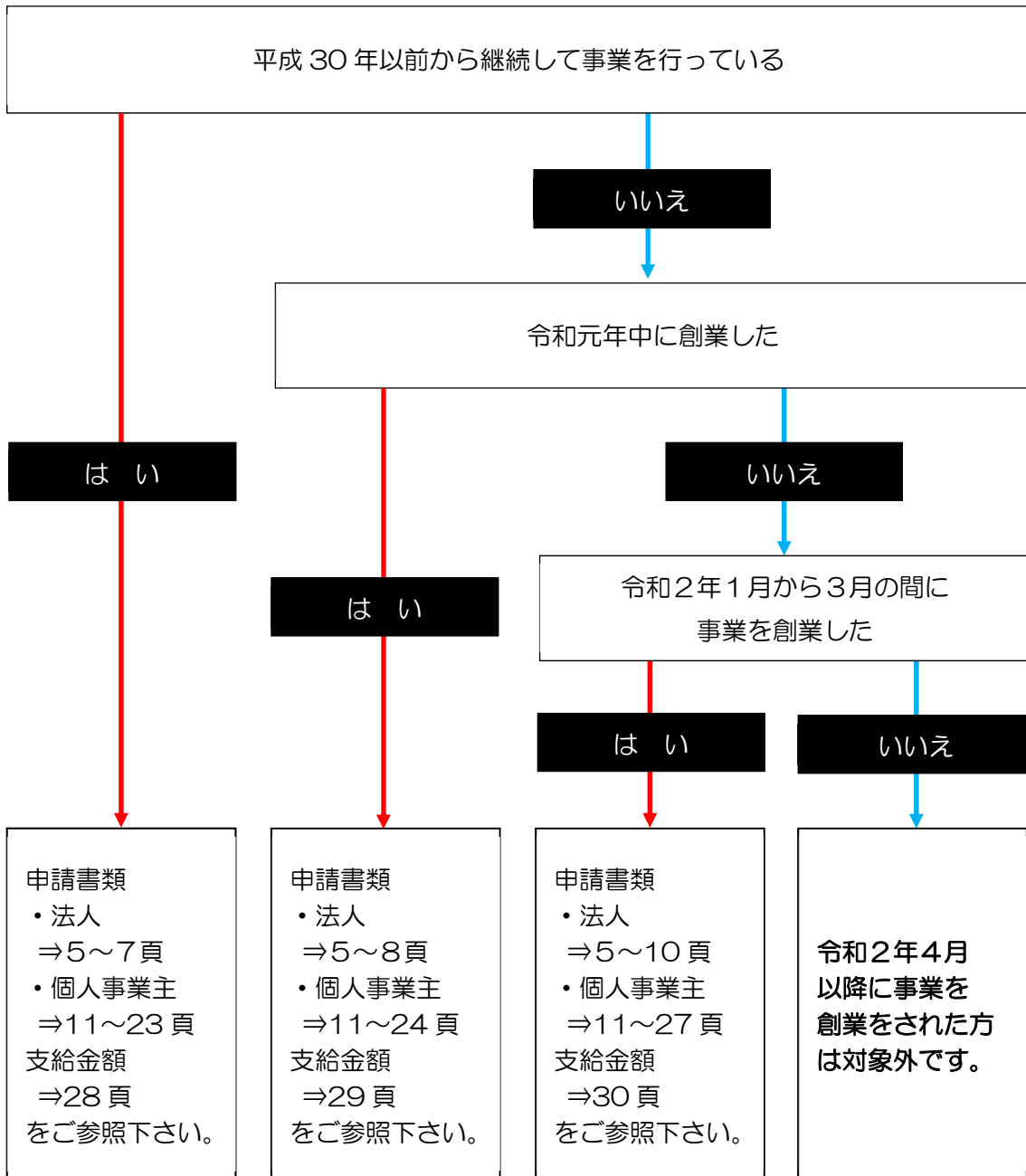
【農業・漁業に関する方】奄美市農林水産課 0997-52-1157

6. 申請書類の準備

(1) 共通

- 申請書（様式1）※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- 誓約書（様式2）

～ 他の様式については、下記フローチャートによりご確認ください ～



(2) 法人

- ① 確定申告書類
- ② 基準期間（※P2 用語の確認-②）の月間事業収入がわかるもの
- ③ 振込先口座の通帳の写し（法人名義）
- ④ その他奄美市が必要と認める書類
（証拠書類及び算定に関する特例に関するもの）

①確定申告書類

基準期間の属する事業年度の直前の事業年度分で、下記全ての書類

- ・確定申告書別表一の控え
- ・法人事業概況説明書の控え ※表面及び裏面

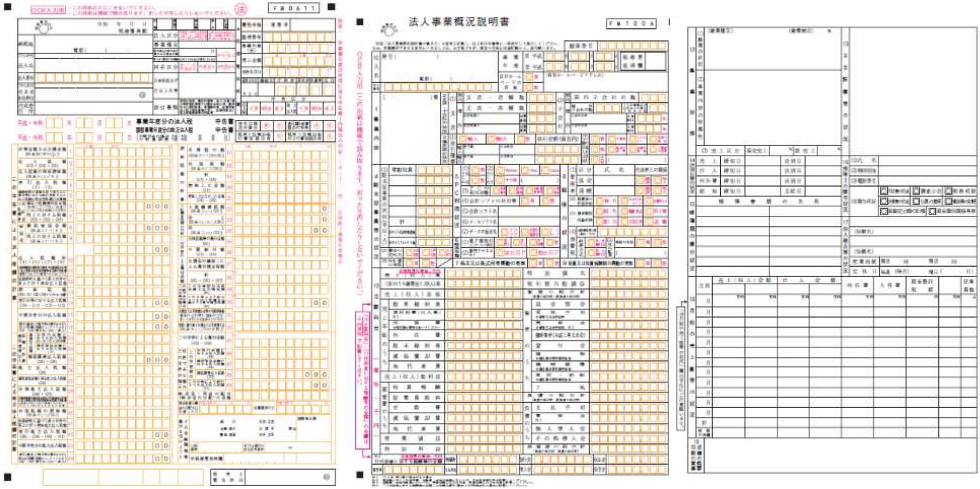
※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。

電子申告の場合は受信通知の写しを添付のこと。

※収受日付又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、基準期間の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類を提出することで代替することができます。

〈確定申告書別表一〉

〈法人事業概況説明書〉



②基準期間の月間事業収入がわかるもの

売上台帳，帳面その他の基準期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし，当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には，基準期間の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。

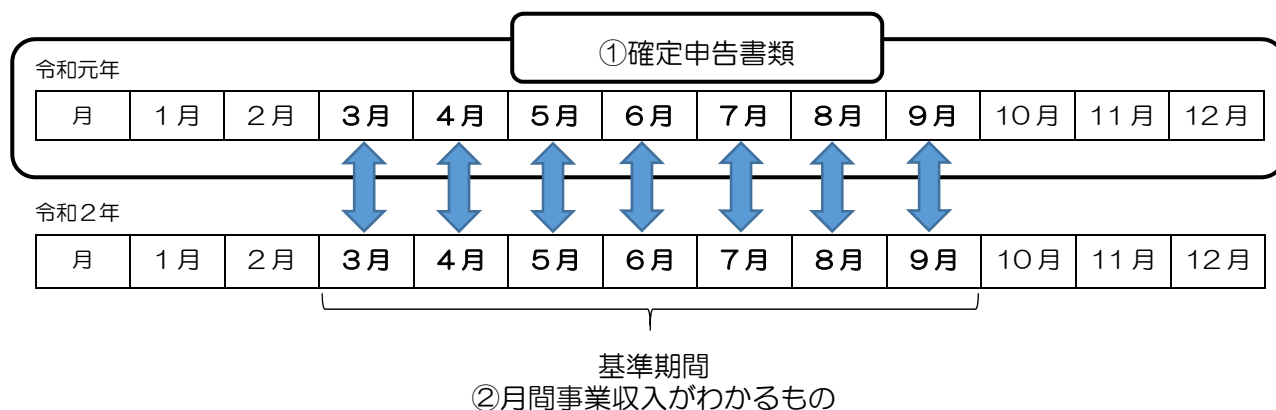
様式の指定はありません。ただし，基準期間の月間事業収入であることが確認できる資料を提出ください。（令和2年●月と明確に記

載)

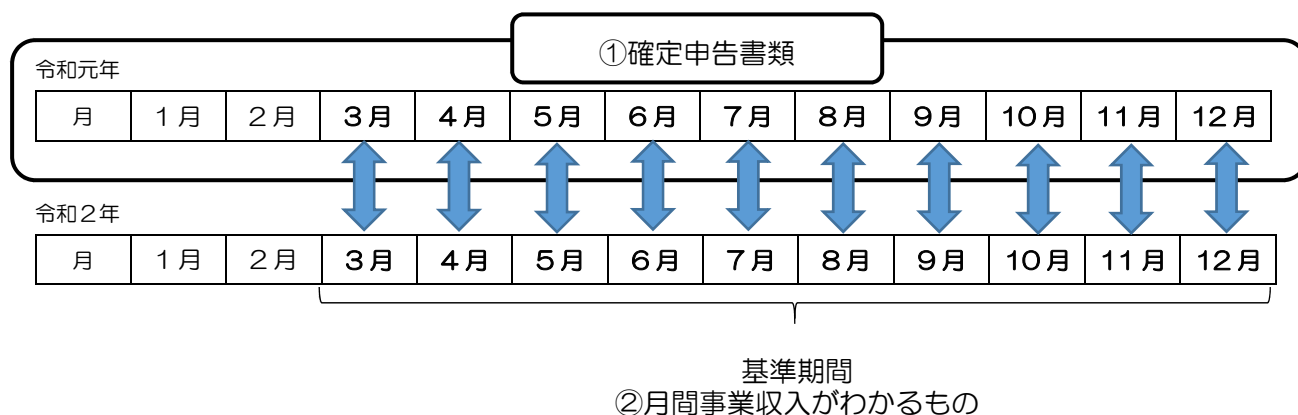
(例)

- 経理ソフトから抽出した売上データ
- エクセルで作成した売上データ
- 手書きの帳簿のコピー 等

(例) 10月に申請を行う場合(基準期間:令和2年3月~9月)



(例) 1月に申請を行う場合(基準期間:令和2年3月~12月)



③振込先口座の通帳の写し

銀行名, 支店番号, 支店名, 口座種別, 口座番号, 名義人が確認できるもの

- 法人名の口座の通帳の写し(法人の代表者名も可)
通帳を開いた1・2ページ目 等
- 電子通帳のコピー
紙媒体の通帳がない場合, 電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

◎証拠書類及び算定に関する特例（法人）

(A) 申請書と証拠書類の法人名が異なる場合

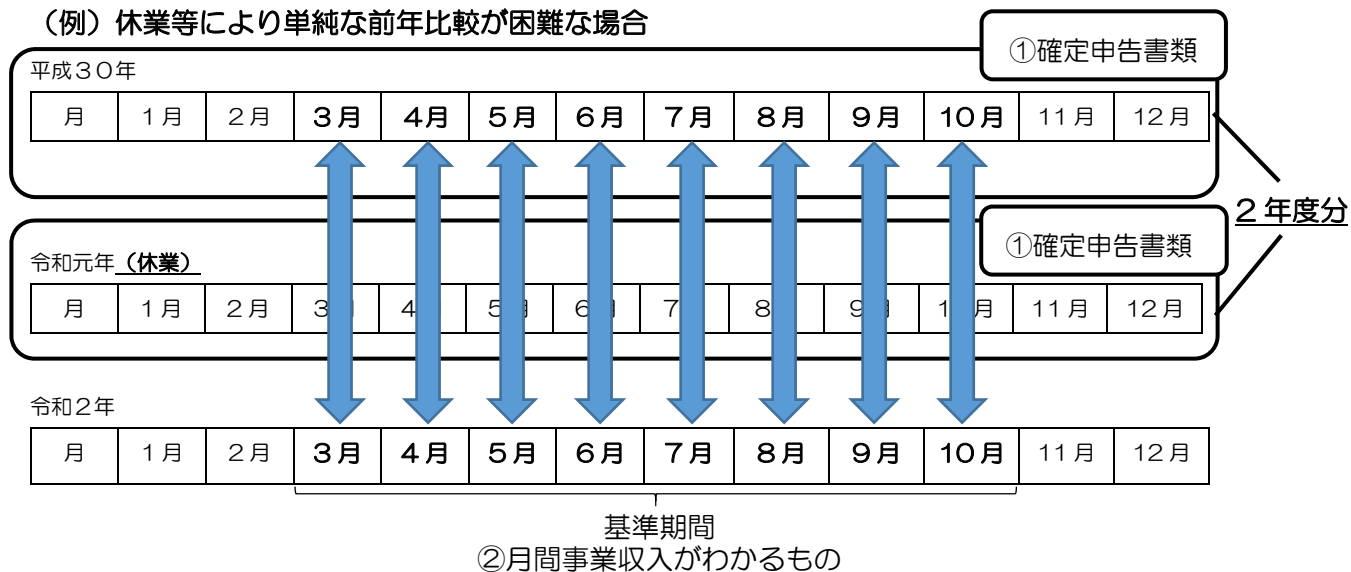
社名変更等により現在の法人名と添付書類の法人名が異なる場合も、法人番号に変更がない場合は、同一の法人とみなし、通常の申請と同様に申請してください。

(B) 災害等の影響を受けて、本来よりも令和元年の売上が下がっている場合

基準期間において、いずれか1か月（基準月〈※P2用語の確認-④〉）の売上実績額が平成30年同月に比して20%以上50%未満減少し、かつ、基準月以外の全ての月の売上実績額が平成30年同月に比して50%未満減少している場合、下記全ての書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・令和元年中に災害等の影響を受けたことがわかるもの（罹災証明書等）
- ※災害等以外による事由の際は、お問い合わせ先にてご相談ください。
- ・平成30年分の確定申告書第一表の控え（写）
- ・平成30年分の所得税青色申告決算書の控え 1・2ページ目（写）
- ※平成30年分の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。
- ※収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いる事ができます。

(例) 休業等により単純な前年比較が困難な場合



(C) 令和元年中に創業した者である場合

減少率要件（※P2用語の確認-③）のうち，bの要件を満たす場合，令和元年中の年間事業収入を創業月数で割った金額を令和元年中の月平均売上金額とみなし，基準期間（※P2用語の確認-②）の売上と比較します。

(例) 令和元年7月創業の場合

①確定申告書類

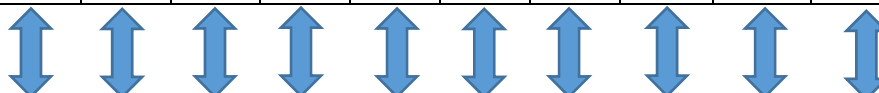
令和元年													⇒創業
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
-	-	-	-	-	-	11	12	13	16	9	11	72	

※年間合計 72 万円 ÷ 創業月数 6 か月 = 12 万円 ⇒ 令和元年度の月平均売上高



令和元年（令和2年との比較用）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144



令和2年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

基準期間
②月間事業収入がわかるもの

(D) 令和2年1月から3月までの間に創業した者（新規創業者）である場合

【提出書類】

- ①履歴事項全部証明書
- ②基準期間（※P2 用語の確認-②）の月間事業収入がわかるもの（P5参照）
- ③振込先口座の通帳の写し（法人名義）（P6参照）
- ④その他奄美市が必要と認める書類
（証拠書類及び算定に関する特例に関するもの）

①履歴事項全部証明書

※設立日が令和2年1月1日から3月31日のものに限ります

履歴事項全部証明書		
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇		
〇〇〇〇株式会社		
会社法人番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
商号	株式会社 〇〇〇〇	
	株式会社 △△△△	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更
		平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
本店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
公告をする方法	〇〇〇〇〇〇	
会社設立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的	1. 〇〇〇〇〇〇	
	2. △△△△△	
発行可能株式総数	〇〇〇株	
発行済株式の総数	発行可能株式の総数	
並びに種類及び数	〇〇株	
資本金の額	金〇〇〇〇万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 〇〇〇〇	
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
	代表取締役 〇〇〇〇	
登記変更に関する事項	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明し他書面である。
(〇〇法務局〇〇支局管轄)
平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇法務局登記官 〇〇〇〇

整理番号 〇〇〇〇〇〇 *下線のあるものは抹消事項であることを示す。

設立日が2020年1月1日
から3月31日のもの

履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの発行が可能です。

(例) 令和2年1月に創業し、本給付金を令和3年1月に申請する場合

令和2年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
25	30	35	30	25	20	30	25	20	35	25	22	—

1月から3月までの売上額合計90万円÷3か月=30万円を基準期間の売上高と比較

1月から3月までの平均売上高30万円												
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑												
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
25	30	35	30	25	20	30	25	20	35	25	22	—

(例) 令和2年2月に創業し、本給付金を令和2年11月に申請する場合

令和2年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	30	20	20	18	15	20	30	18	15			—

2月と3月の売上額合計50万円÷2か月=25万円を基準期間の売上高と比較

2月と3月の平均売上高25万円												
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑												
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	30	20	20	18	15	20	30	18	15			—

(例) 令和2年3月に創業し、本給付金を令和2年12月に申請する場合

令和2年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
		20	20	18	15	20	30	18	15	20		—

3月の売上額合計20万円を基準期間の売上高と比較

3月の売上高20万円												
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑												
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
		20	18	15	13	20	30	18	15	20		—

(3) 個人事業者

①確定申告書類

※確定申告の必要がない場合は市民税申告書の写しで代用可（P12 記載）

②基準期間（※P2 用語の確認-②）の月間事業収入がわかるもの

③振込先口座の通帳の写し（本人名義）

④本人確認書類の写し

⑤国民健康保険被保険者証の写し

⑥業務委託契約等収入があることを示す書類の写し

⑦その他奄美市が必要と認める書類

（証拠書類及び算定に関する特例に関するもの）

主たる収入を雑所得・給与所得で申告している場合に必要となります

①確定申告書類

（青色申告の場合）

令和元年分で下記全ての書類

- 確定申告書第一表の控え（写）
- 所得税青色申告決算書の控え 1 ページ目及び2 ページ目（写）

※令和元年分の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※収受日付印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時の印字）又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いる事ができます。

〈確定申告書第一表〉

〈所得税青色申告決算書〉

(白色申告もしくは市民税申告の場合) ※個人農業者の青色申告も含む
令和元年分で下記のいずれかの書類

- 確定申告書第一表の控え (写)
- ※令和元年分の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。
- ※収受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いる事ができます。
- 市民税申告書の写し(受付印もしくは提出年月日の印字があるもの)

〈確定申告書第一表 ※白色申告〉

〈市民税申告書〉

This is a screenshot of the '確定申告書第一表' (Form 1 of the Tax Return) for white tax reporting. The form is titled '令和 0 年分の所得税の申告書B (FA0125)'. It contains a grid for reporting income and expenses. The left side lists various income sources (e.g., 給与所得, 退職所得, 雑所得) and the right side lists deductions (e.g., 社会保険料控除, 住宅ローン控除). The total income and total deductions are calculated at the bottom.

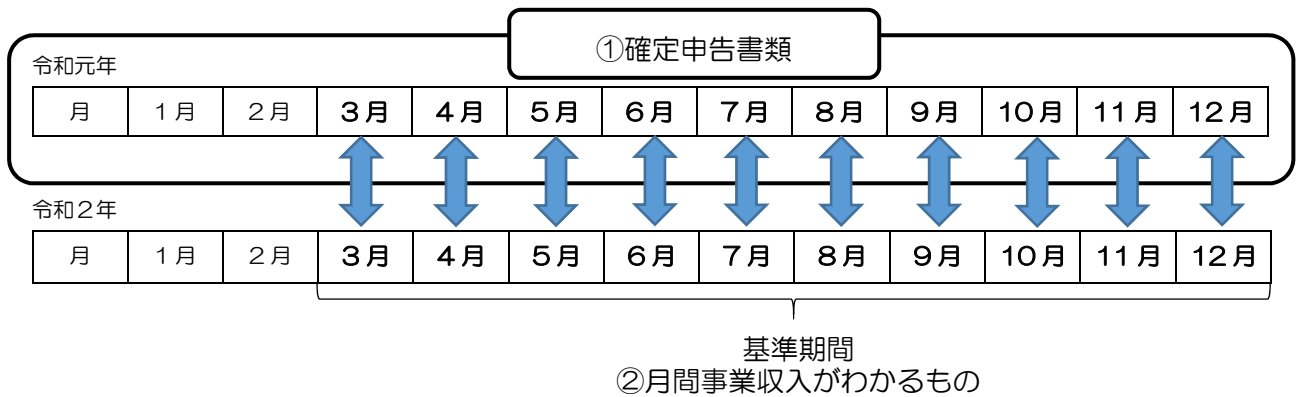
This is a screenshot of the '市民税申告書' (Municipal Tax Return). The header section includes fields for the taxpayer's name, address, and other personal information. Below the header is a table for reporting municipal taxes and other payments. The table has columns for '課税標準額' (Tax Standard Amount), '課税額' (Tax Amount), and '支払額' (Paid Amount). The form also includes a section for reporting other payments (e.g., 社会保険料, 住宅ローン控除) and a section for reporting other income (e.g., 雑所得).

②基準期間（※P2用語の確認-②）の月間事業収入がわかるもの
 売上台帳、帳面その他の基準期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、基準期間の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。
 様式の指定はありません。ただし、基準期間の月間事業収入であることが確認できる資料を提出ください。（令和2年●月と明確に記載）

（例）

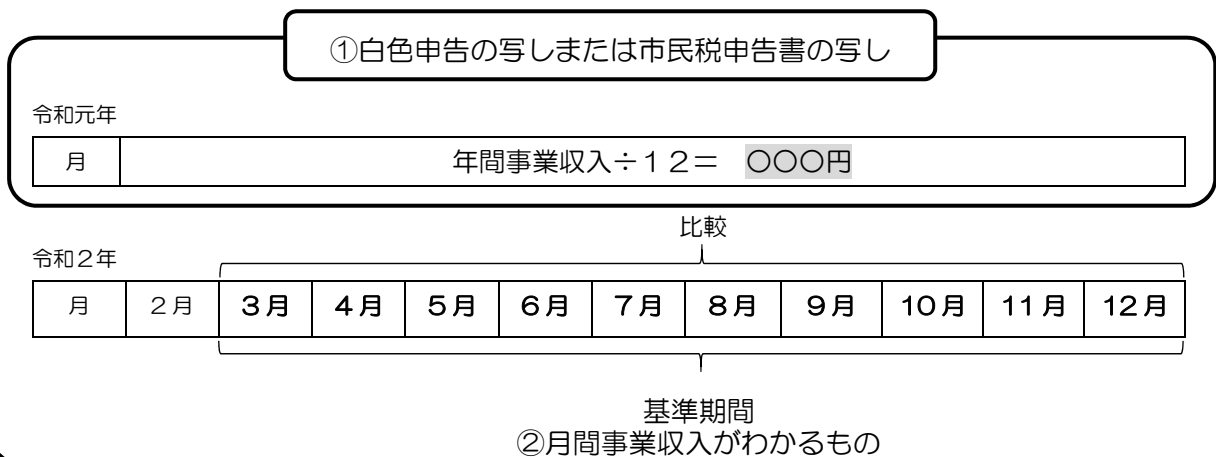
- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ エクセルで作成した売上データ
- ・ 手書きの帳簿のコピー 等

（例）令和元年の月別の事業収入が分かる場合 ※青色申告決算書がある



白色申告の写しまたは市民税申告書の写しを提出した場合

月別の収入が確認できないため、年間事業収入を12ヶ月で割って、令和元年3月から同年12月の売上高とみなし、その金額と基準期間の売上と比較し審査します。



③振込先口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

- 個人名の口座の通帳の写し（屋号名義は不可）
通帳を開いた1・2ページ目 等
- 電子通帳のコピー
紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

④本人確認書類の写し

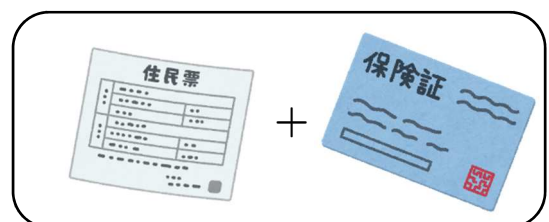
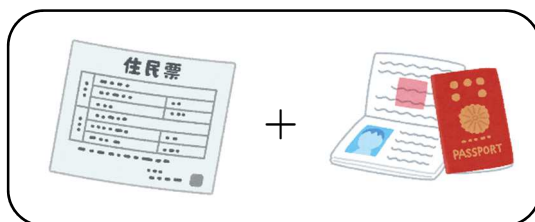
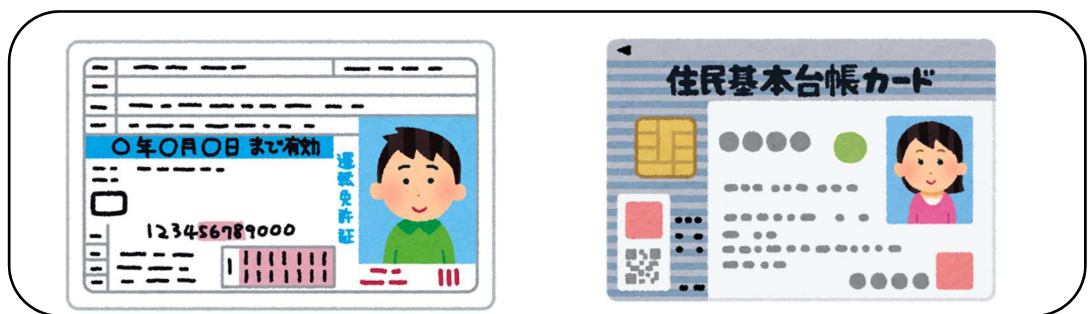
本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれかの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

（例）

- 運転免許証（両面）※返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能
- 個人番号カード（表面のみ）
- 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面）
- 障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます。

- 住民票及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- 住民票及び各種健康保険証（両面）の両方



⑤国民健康保険被保険者証の写し

※主たる収入を雑所得・給与所得で申告している場合に必要となります

申請者名義の国民健康保険証の写し（オモテ面のみ）

※有効期限内であるものの提出をお願いします。

※資格取得日が令和元年 12 月 31 日以前のものに限ります。

※制度上の理由により，国民健康保険証が提出できない個人事業者等については，以下のいずれかの代替書類の提出をお願いします。

対象者	代替書類
任意継続被保険者 (①または②の いずれか)	① 健康保険証（退職前に所属していた企業の健康組合発行） + 退職証明書（退職前に所属していた企業が発行）
	② 健康保険証（退職前に所属していた企業の健康組合発行） + 離職票（ハローワーク発行の雇用保険気保険者離職証明書）
後期高齢医療被保険者	後期高齢者医療被保険者証 (住所・氏名・生年月日が分かる部分) (オモテ面)
中小企業協同組合法第 3条第4号に規定する 「企業組合」に属する 個人事業者 (1枚の書類で①②を 示すもの)	所属する企業組合が作成した，以下を証する書類 ①申請者が，組合員として事業に従事する個人事業者であること ②申請者が，雇用保険の被保険者ではないこと (企業組合又は企業組合の代表理事の署名又は記名押印があるものに限る)

⑥業務委託契約等収入があることを示す書類の写し (P16-P22)

※主たる収入を雑所得・給与所得で申告している場合に必要となります

令和元年分の収入が業務委託契約書等収入であることを示す書類として下記の A～C の3種類の書類の中から**いずれか2つの**書類の提出が必要となります。なお、業務委託契約等を複数結んでいる場合には、任意の1つの業務委託契約等に関する A～C の書類を提出いただければ問題ありません。

	業務委託等収入があることを示す書類の名前	書類等の内容	参照
A	業務委託契約書等	・報酬支払者との業務委託等の契約書	P18
	事業所支援給付金業務委託契約等契約申立書	・報酬支払者と契約があったことを証する書類	P19
B	支払調書（令和元年分）	・支払者が発行したもの	P21
	源泉徴収票（令和元年分）	・支払者が発行したもの。①との組み合わせが必須	P21
	支払明細書	・支払者の署名又は記名押印のあるもの	P21
C	通帳の写し	・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬が支払われたことがわかる部分	P22

A：業務委託契約書又は事業所支援給付金業務委託契約等契約申立書

A-1【業務委託契約書】

申請者がその雇用者ではないものとの間で締結する業務委託契約等の契約書（全てのページ）で、申請者ではない契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。

A-2【事業所支援給付金業務委託契約等契約申立書】

申請者が業務委託等の契約を締結していたことを証する申立書で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。

B：支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し

B-1【支払調書の写し】又は【源泉徴収票の写し】

業務委託契約等によって支払われた報酬等について、支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票（ない場合は、委託元に再発行を依頼して下さい。）

B-2【支払明細書の写し】

業務委託契約等に基づき報酬等が支払われたことを示す明細書（支払者の署名又は記名押印があるものに限りです。）

C：通帳の写し

契約先から報酬等の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳（申請者本人名義であることが分かるページ及び業務委託契約での報酬が支払われたことが分かるページ。該当箇所にもーカーで印をつけてください）

■業務委託契約等収入があることを示す書類組み合わせ表

「業務委託契約等収入があることを示す書類」については、以下の組み合わせでご提出いただくことができます。

(例：1つめの書類として、「業務委託契約書等」を選んだ場合は、2つめの書類はBのどれか1つ又はCの通帳の写し)

			1つめの書類					
			A 業務委託契約書又は事業所支援給付金業務委託契約書契約申立書 (どちらか1つ)		B 支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し (どれか1つ)			C 通帳の写し
			業務委託契約書等	事業所支援給付金業務委託契約等契約申立書	支払調書	源泉徴収票	支払明細書 (署名又は記名押印)	通帳の写し
2つめの書類	A どちらか1つ	業務委託契約書			○	○	○	○
		事業所支援給付金業務委託契約等契約申立書			○	○	○	○
	B どれか1つ	支払調書	○	○				○
		源泉徴収票	○ (※)	○ (※)				
		支払明細書 (署名又は記名押印)	○ (※)	○ (※)				○
	C	通帳の写し	○	○	○		○	

- どの組み合わせで提出いただく場合も、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限ります。
(例：業務委託契約書の「発注者」と、支払調書の「支払者」が同一等)

A-1 業務委託契約等の契約書（業務委託契約書等）

業務委託契約書

株式会社A（以下「甲」という）と株式会社B（以下「乙」という）とは、次のとおり業務委託契約を締結した。

（業務委託の内容）
第1条 甲は、以下の業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託し提供する。
（1）〇の助言・指導業務
（2）〇に関する情報提供業務

（契約期間）
第2条 本件業務は、本契約締結日から平成〇年〇月〇日までとする。

（業務の対価）
第3条 本件業務の対価は、月額金〇円とする。

（対価の支払条件）
第4条 甲は、乙に対し、第3条の対価を毎月25日限り、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

（業務の実施）
第5条 乙は、自らの責に帰さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行が著しく困難又は不可能となったことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。


（御注意義務）
第6条 乙は、本件業務を甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって行う。


（著作権の帰属）
第7条
1. 乙が、本件業務の遂行において作成した報告書の著作権は乙に帰属するものとする。但し、甲及び甲の関係会社はこれを無償、かつ無期限に任意の方法で象徴的に利用することができ、乙はこれを異議なく許諾する。
2. 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が従前から有している既存の著作物の著作権で、報告書に利用されているものは、当該甲又は乙に帰属するものとする。

（第三者の権利侵害）
第8条
1. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、その成果物の作成方法について、第三者が有する著作権、特許権及びその他一切の権利（以下「著作権等」という）に抵触しないよう留意する。
2. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等を侵害したことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 A
代表取締役 〇〇 〇〇 

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 B
代表取締役 〇〇 〇〇 

↑

- 契約を締結した当事者の署名又は記名押印（署名等）があるもの
- ただし、申請者の署名等がない場合でも、業務委託等の発注者の署名等があれば問題ありません

【業務委託契約書等】

○申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等（委任契約、準委任契約、請負契約等）の契約書（前ページ。様式は問いません。）で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印（署名等）があるもの（申請者の署名等がない場合でも、申請者以外の契約者の署名等があれば問題ありません。）

※申請者に支払われる業務委託契約等収入に係るものに限りません。（申請者が発注者の場合等は認められません）

※業務委託契約等の契約内容が分からないもの（内容・期間・報酬の記載がない等）は認められない場合があります。

※契約書の名称が「雇用契約」、「労働契約」、「贈与契約」など、明らかに個人事業者としての事業活動によらないと考えられる契約書については、契約の内容にかかわらず認められません。

A-2 事業所支援給付金業務委託契約等契約申立書（任意様式）

作成した日付を記載して下さい。

年 月 日

奄美市事業所支援給付金事務局 殿

署名又は記名押印

(申請者住所) 。

(申請者氏名) 。

(申請者連絡先) 。

(契約者住所) 。

(契約者氏名) 。

(契約者連絡先) 。

申請者の名称、契約の相手方の法人名・名称等を記入して下さい。

奄美市事業所支援給付金業務委託契約等契約申立書

●●(契約者の名称又は氏名)とその被用者ではない●●(申請者氏名)は、奄美市事業所支援給付金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、2019年1月1日から12月31日の間にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。

なお、本申立てに偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、賄賂その他の刑法（明治40年法律第45条）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）を行い、申請した場合は、奄美市事業所支援給付金交付要綱における不正受給等に該当するものとします。

記

- 1 業務委託契約等の内容。
- 2 業務委託契約等の期間。
- 3 業務委託契約等の報酬等。

業務内容、契約締結の期間、契約に基づく報酬額について、簡潔に記載して下さい。

以上

注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。

注：本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名又は記名押印を行うものとする。

【奄美市事業所支援給付金業務委託契約等契約申立書】

○申請者及び業務委託契約等の発注者が業務委託契約等を締結していたことを証する申立書（任意様式）で、契約を締結していた当事者の署名又は記名押印があるもの。

※次ページに任意様式がありますので、参考にされてください。

奄美市事業所支援給付金事務局 殿

(申請者住所)
(申請者氏名) ⑩
(申請者連絡先)

(契約者住所)
(契約者氏名) ⑩
(契約者連絡先)

奄美市事業所支援給付金業務委託契約等契約申立書

●●(契約者の名称又は氏名)とその被用者ではない●●(申請者氏名)は、奄美市事業所支援給付金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、令和元年1月1日から令和元年12月31日の間にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。

なお、本申立てに偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、賄賂その他の刑法(明治40年法律第45条)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。)を行い、申請した場合は、奄美市事業所支援給付金交付要綱における不正受給等に該当するものとします。

記

- 1 業務委託契約等の内容
- 2 業務委託契約等の期間
- 3 業務委託契約等の報酬等

以上

注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。

注：本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名又は記名押印を行うものとする。

B 支払調書・源泉徴収票・支払明細書

【支払調書の写し】又は【源泉徴収票の写し】

業務委託契約等によって支払われた報酬等について、支払者が発行した支払調書（「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」に限る）又は源泉徴収票（「給与所得の源泉徴収票」に限る）

※お手元がない場合、委託元に再発行を依頼して下さい。なお、源泉徴収票を提出される場合は、P18又はP19のいずれかの書面が必須となります。

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書				
支払を受ける者 住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称	個人番号又は法人番号			
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額	
		円	円	円
(概要)				
支払者 住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称	個人番号又は法人番号			
(電話)				
整理欄	①	②		

309

令和 年分 給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者 住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称	個人番号又は法人番号								
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額		源泉徴収税額				
		円	円	円	円	円	円	円	円
(概要)									
支払者 住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称	個人番号又は法人番号								
(電話)									
整理欄	①	②							

【支払明細書の写し】

業務委託契約に基づき報酬等が支払われたことを示す明細書で、支払者の署名又は記名押印のあるもの。

※様式は問いませんが、「支払者が発行した明細書で、支払者、支払先（申請者）、金額、時期が分かるもの」に限ります。

※給与に係る支払明細書の場合には、源泉徴収票と同様に、P18又はP19のいずれかの書類が必須となります。

署名又は記名押印

支払明細書

支払者
住所(居所)
又は所在地
氏名又は
名称

個人番号又は法人番号

支払金額

源泉徴収税額

支払日

支払先(申請者)
住所(居所)
又は所在地
氏名又は
名称

個人番号又は法人番号

金額

時期

支払者
住所(居所)
又は所在地
氏名又は
名称

個人番号又は法人番号

(電話)

整理欄

①

②

309

C 通帳の写し（名義人及び報酬の支払いが分かるページ）

①通帳の名義人が分かる部分



電子通帳 画面コピー

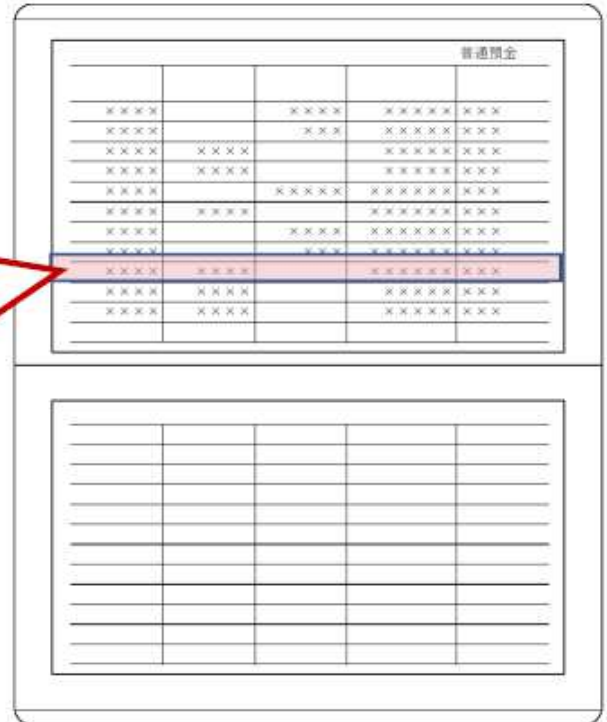


又は

+

②報酬が支払われたことが分かるページ

業務委託契約等に基づく報酬が支払われたこと（支払者・日付を含む）が分かる箇所にマーカーなどで印をつけた上で、該当ページの写しを提出下さい。



【通帳の写し】

○契約先から報酬等の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳（以下の①②の双方が必要です）

- ①通帳の名義人（申請者本人名義）が分かる箇所を含むページ
- ②業務委託等による報酬が支払われたことが分かる箇所を含むページ

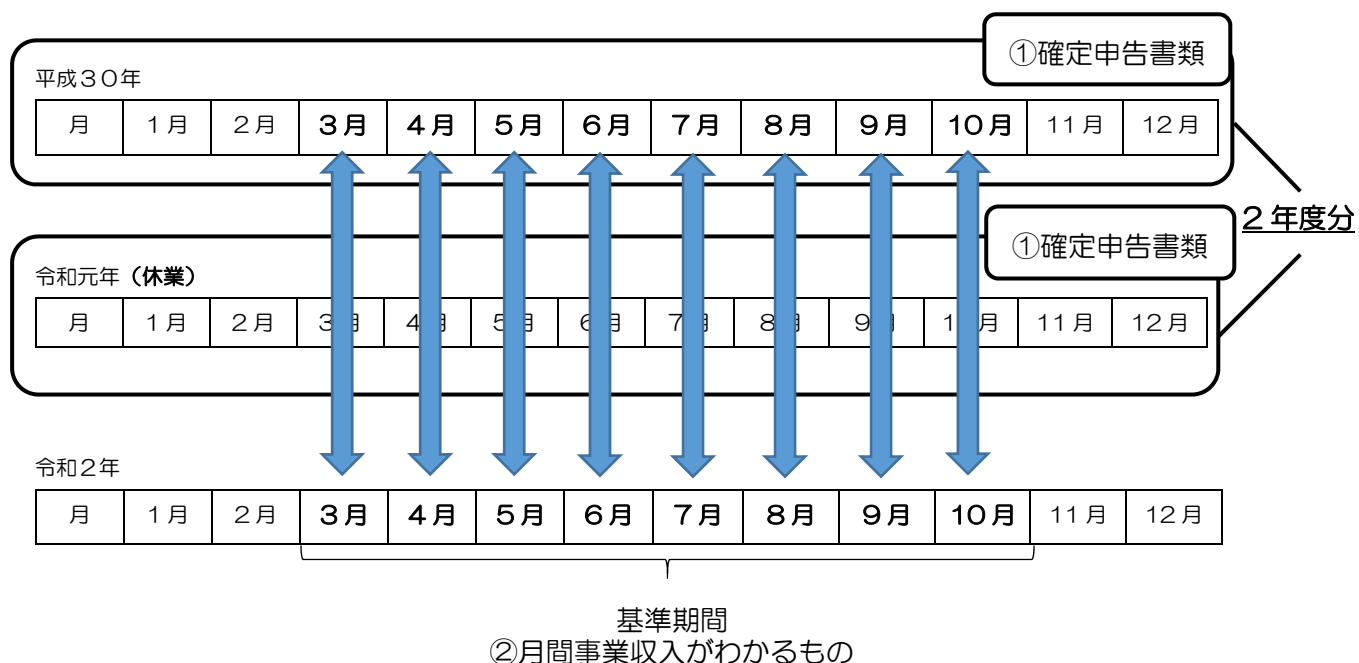
※通帳に記載されている報酬の支払者（振込名義人）が、他の証拠書類等（業務委託契約書等）と一致する必要があります。

◎証拠書類及び算定に関する特例

(A) 災害等の影響を受けて、本来よりも令和元年の売上が下がっている場合
 基準期間において、いずれか1か月（基準月）の売上実績額が平成30年同月に比して20%以上50%未満減少し、かつ、基準月以外の全ての月の売上実績額が平成30年同月に比して50%未満減少している場合、下記全ての書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・令和元年中に災害等の影響を受けたことがわかるもの（罹災証明書等）
- ※災害等以外による事由の際は、お問い合わせ先にてご相談ください。
- ・平成30年分の確定申告書第一表の控え（写）
- ・平成30年分の所得税青色申告決算書の控え 1・2ページ目（写）
- ※平成30年分の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。
- ※収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いる事ができます。

(例) 休業等により単純な前年比較が困難な場合



(B) 令和元年中に創業した者である場合

減少率要件（※P2用語の確認-③）のうち、bの要件を満たす場合、令和元年中の年間事業収入を創業月数で割った金額を令和元年中の月平均売上金額とみなし、基準期間（※P2用語の確認-②）の月の売上と比較します。

(例) 令和元年 10月創業の場合

①確定申告書類

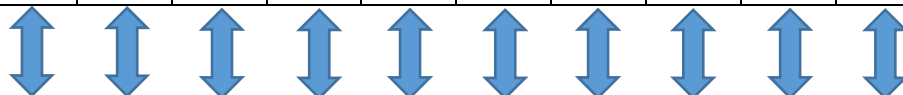
令和元年										⇒創業		
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	11	7	30

※年間合計 30万円 ÷ 創業月数 3か月 = 10万円 ⇒令和元年度の月平均売上高



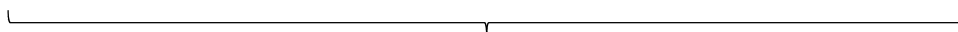
令和元年（令和2年との比較用）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120



令和2年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇



基準期間

②月間事業収入がわかるもの

(C) 令和2年1月から3月までの間に創業した者である場合

【提出書類】

- ①開業の実態を確認できる書類の写し
- ②基準期間（※P2用語の確認-②）の月間事業収入がわかるもの（P13参照）
- ③振込先口座の通帳の写し（本人名義）（P14参照）
- ④本人確認書類の写し（P14参照）
- ⑤その他奄美市が必要と認める書類
（証拠書類及び算定に関する特例に関するもの）

①開業の実態を確認できる書類の写し

【例①：開業届】

※開業日が令和2年1月1日から3月31日であり、かつ收受印（受付印）が押印されているものに限りです

※收受印（受付印）が押印されていること。

提出日が2020年5月1日以前であること。

開業日が2020年1月1日から3月31日までであること。

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知（メール詳細）により代替することができます。

1 0 4 0

個人事業の開業・廃業等届出書

税務署長 提出日 ____年 ____月 ____日	<input type="checkbox"/> 住所地・ <input type="checkbox"/> 居所地・ <input type="checkbox"/> 事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 ____ - ____) (TEL. ____ - ____ - ____) 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 ____ - ____) (TEL. ____ - ____ - ____) 氏名 生年月日 <input type="checkbox"/> 大正 ____年 ____月 ____日生 <input type="checkbox"/> 昭和 ____年 ____月 ____日生 <input type="checkbox"/> 平成 ____年 ____月 ____日生 <input type="checkbox"/> 令和 ____年 ____月 ____日生 個人番号 〒 ____ - ____ - ____ - ____ - ____ - ____ 職業 フリーランス 届出番号 ____ - ____ - ____ - ____ - ____ - ____
----------------------------------	--

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	<input type="checkbox"/> 開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 ____ 氏名 ____ <input type="checkbox"/> 事業所・事業所の(新設・増設・移転・廃止) <input type="checkbox"/> 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 ____ 氏名 ____		
所得の種類	<input type="checkbox"/> 不動産所得・ <input type="checkbox"/> 山林所得・ <input type="checkbox"/> 事業(農業)所得(廃業の場合……)		
開業・廃業等日	開業や廃業、事業所・事業所の新增設等があった日	____年 ____月 ____日	
事業所等を新增設、移転、廃止した場合	<input type="checkbox"/> 新增設、移転後の所在地 (〒 ____ - ____) <input type="checkbox"/> 移転、廃止前の所在地 (〒 ____ - ____)		
開業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 法人納税地 代表者名 設立登記 ____年 ____月 ____日		
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
事業の概要	(できるだけ具体的に記載します)		
給与等の支払状況	区分 専従者 雇用者 計	従業員数 人 人 人	給与の定め方 税額の有無 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
源泉所得税の納税の特例の承認に関する申請書の提出の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	給与支払を開始する年月日	____年 ____月 ____日

関係税士	税務	整理番号	A	B	C	番号確認	身元確認
------	----	------	---	---	---	------	------

【例②：事業開始等申告書の写し】

※開始日が令和2年1月1日から3月31日であり、かつ收受印（受付印）が押印されているものに限ります

第32号様式(甲)(条例第26条関係)

事業開始等申告書(個人事業税)

		新(変更後)	旧(変更前)
事務所(事業所)	所在地	電話 ()	電話 ()
	名称・屋号		
	事業の種類		
	事業主住所が事務所(事業所)所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所(事業所)所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所(事業所)所在地欄に○印を付する。		
事業主	住所	電話 ()	電話 ()
	フリガナ		
	氏名		
開始・廃止・変更等の年月日		年 月 日	事由等
※法人設立	所在地	法人名称	
	法人設立年月日	年 月 日(既設・予定)	電話番号
	東京都条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。		
		年 月 日	
		氏名	印
		都税事務所長 支 庁 長 殿	

(日本工業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

※收受印（受付印）が押印されていること。

開始を選択していること。

開始・廃業・変更等の年月日に記載した開始日が2020年1月1日から3月31日までであること。

申告日が2020年5月1日以前であること。

※上記2例のほか、「開業日・所在地・代表者・業種・書類提出日」の記載がある公的機関等より発行された書類等の写しにより、開業の実態を確認できる場合もございます。

ケースが多岐にわたるため、事前に奄美市商工情報課にご相談いただきますようお願いいたします。

(例) 令和2年1月に創業し、本給付金を令和3年1月に申請する場合

令和2年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
25	30	35	30	25	20	30	25	20	35	25	22	—

1月から3月までの売上額合計90万円÷3か月＝30万円を基準期間の売上高と比較

1月から3月までの平均売上高30万円												
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑												
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
25	30	35	30	25	20	30	25	20	35	25	22	—

(例) 令和2年2月に創業し、本給付金を令和2年11月に申請する場合

令和2年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	30	20	20	18	15	20	30	18	15			—

2月と3月の売上額合計50万円÷2か月＝25万円を基準期間の売上高と比較

2月と3月の平均売上高25万円												
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑												
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	30	20	20	18	15	20	30	18	15			—

(例) 令和2年3月に創業し、本給付金を令和2年12月に申請する場合

令和2年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
		20	20	18	15	20	30	18	15	20		—

3月の売上額合計20万円を基準期間の売上高と比較

3月の売上高20万円												
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑												
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
		20	18	15	13	20	30	18	15	20		—

【給付金の算定方法について】

①令和元年以前から継続して事業を行っている方

給付金の給付額は、令和元年の年間事業収入から、基準月（※P2 用語の確認-④）の事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとします。（上限30万円）

例①：令和元年の月別の事業収入が分かる場合

令和元年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
		24	20	18	15	20	16	17	23	20	13	15	19
令和2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
	18	17	16	14	13	17	16	20	18	10	14		

※基準月として5月を選択した場合：前年同月との減少率35%

※基準期間のいずれの月も、前年同月と比べて50%未満の減少のため対象となる

令和元年の年間事業収入：220万円

令和2年5月の月間事業収入：13万円

$$220 \text{万円} - 13 \text{万円} \times 12 = 64 \text{万円}$$

64万円 > 30万円（上限） → **給付額30万円**

例②：令和元年の月別の事業収入が分からない場合（白色申告等）

令和元年	事業収入合計額 120万円												合計
	年間事業収入を12で割って、月平均収入額を算出する。												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
令和2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
	13	11	8	7.8	9	9	9	9	8	11	12		

※基準月として4月を選択した場合：前年同月（令和元年間収入120万円/12=10万円）との減少率22%

※基準期間のいずれの月も、前年同月と比べて50%未満の減少のため対象となる

令和元年の年間事業収入：120万円

令和2年4月の月間事業収入：7.8万円

$$120 \text{万円} - 7.8 \text{万円} \times 12 = 26.4 \text{万円}$$

26.4万円 < 30万円（上限） → **給付額26.4万円**

【給付金の算定方法について】

②令和元年中に創業した方

平成 31 年 1 月から令和元年 1 2 月までの間に創業した場合は、令和元年の月平均の事業収入を年間収入に割り戻して年間事業収入を算定します。

年間合計額 75 万円を創業月数（6 か月）で割って、月平均収入額を算出する。

例③：令和元年 7 月に創業した場合

令和元年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
	-	-	-	-	-	-	11	12	13	14	11	14	75
令和元年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	150
令和 2 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月		
	13	12	10	8	8	7	9	9	8	11	12		

※基準月（※P2 用語の確認-④）として 6 月を選択した場合：前年同月（令和元年間収入 150 万円/12=12.5 万円）

との減少率 44%

※基準期間のいずれの月も、前年同月と比べて 50%未満の減少のため対象となる

令和元年の年間事業収入合計：75 万円 ÷ 6 × 12 → 150 万円

令和 2 年 5 月の月間事業収入：7 万円

150 万円 - 7 万円 × 12 = 66 万円

66 万円 > 30 万円（上限） → **給付額 30 万円**

年間合計額 18 万円を創業月数（2 か月）で割って、月平均収入額を算出する。

例④：令和元年 11 月に創業した場合

令和元年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
											8	10	18
令和元年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
令和 2 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月		
	12	10	10	7	8	8	9	9	8	11	12		

※基準月として 4 月を選択した場合：前年同月（令和元年間収入 108 万円/12=9 万円）との減少率 22%

※基準期間のいずれの月も、前年同月と比べて 50%未満の減少のため対象となる

令和元年の年間事業収入合計：18 万円 ÷ 2 × 12 → 108 万円

令和 2 年 4 月の月間事業収入：7 万円

108 万円 - 7 万円 × 12 = 24 万円

24 万円 < 30 万円（上限） → **給付額 24 万円**

【給付金の算定方法について】

③令和2年1月から3月中に創業した方（新規創業者）

令和元年1月から3月までの間に創業した場合は、令和2年の創業月から3月までの月平均事業収入に6を乗じたものから、基準月（※P2用語の確認-④）の月間事業収入に6を乗じて得た額を差し引いたものとします。（上限30万円）

例⑤：令和2年1月に創業した場合

令和2年	1月	2月	3月	90万円÷3か月	→	1月～3月の平均 30万円
	25	30	35			

各月と比較

令和2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	25	30	35	30	25	20	30	28	25	22	25	20

※基準月として6月を選択した場合：1月～3月の平均（30万円）からの減少率33%

※基準期間のいずれの月も、1月～3月の平均（30万円）と比べて50%未満の減少のため対象となる

令和2年1月から3月の月平均事業収入30万円×6 → 180万円

令和2年6月の月間事業収入：20万円

$$180万円 - 20万円 \times 6 = 60万円$$

60万円 > 30万円（上限） → **給付額30万円**

例⑥：令和2年2月に創業した場合

令和2年	1月	2月	3月	20万円÷2か月	→	2月～3月の平均 10万円
	—	9	11			

各月と比較

令和2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	—	9	11	10	10	8	9	10	10	11	9	11

※基準月として5月を選択した場合：2月～3月の平均（10万円）からの減少率20%

※基準期間のいずれの月も、2月～3月の平均（10万円）と比べて50%未満の減少のため対象となる

令和2年2月から3月の月平均事業収入10万円×6 → 60万円

令和2年6月の月間事業収入：8万円

$$60万円 - 8万円 \times 6 = 12万円$$

12万円 < 30万円（上限） → **給付額12万円**